

令和8年度

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	120,000
うち社会保障財源化分	65,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		予算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	高齢者福祉事業	35,290	7,241	28,049
	児童福祉事業	137,090	120,364	16,726
	障がい者福祉事業	183,205	125,828	57,377
	母子福祉事業	5,169	782	4,387
	小計	360,754	254,215	106,539
社会保険	国民健康保険事業	45,643	19,149	26,494
	介護保険事業	91,317	3,955	87,362
	後期高齢者医療保険事業	59,311	13,684	45,627
	国民年金事業	0	0	0
	小計	196,271	36,788	159,483
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,088	542	546
	乳幼児医療給付事業	2,465	1,320	1,145
	予防事業	37,879	122	37,757
	診療所事業	91,052	34,000	57,052
	小計	132,484	35,984	96,500
合計		689,509	326,987	362,522
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)				65,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など